# 公立大学法人沖縄県立芸術大学国際交流室規程

令和３年５月26日
沖芸大規程第51号

（趣旨）

**第１条**　この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学組織規則（令和３年沖芸大規則第３号）第18条第３項に基づき、国際交流室の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

**第２条**　国際交流室は、次に掲げる教職員をもって組織する。

⑴　室長

⑵　各学部長、全学教育センター長及び芸術文化研究所長から推薦された専任教員　各１名

⑶　総務課国際交流担当

⑷　国際交流コーディネーター

⑸　教務学生課職員　１名

２　前項第２号に掲げる教員の任期は２年、第５号に掲げる職員の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（室長）

**第３条**　室長は、国際交流室を管理運営し、国際交流室に関する業務を総括する。

２　室長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の室長の任期は、前任者の残任期間とする。

（業務）

**第４条**　国際交流室は、次の各号に掲げる業務を行う。

⑴　学生の外国留学及び外国人留学生の情報の集約に関すること。

⑵　姉妹校留学派遣・受入学生の支援に関すること。

⑶　姉妹校留学プログラム等の開発に関すること。

⑷　学生の異文化理解を促進する教育プログラムの開発に関すること。

⑸　その他、姉妹校等との教育・学術交流のための国際交流活動の支援に関すること。

（ワーキンググループ）

**第５条**　国際交流室に，必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

２　ワーキンググループに関し必要な事項は，国際交流委員会の議を経て担当副学長が別に定める。

（庶務）

**第６条**　国際交流室に関する庶務は、総務課において処理する。

（雑則）

**第７条**　この規程に定めるもののほか、国際交流室の組織及び運営に関し必要な事項は、

国際交流委員会の議を経て、担当副学長が別に定める。

**附　則**（令和３年５月26日理事長決裁）

１　この規程は、令和３年５月26日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

２　沖縄県立芸術大学国際交流ワーキンググループ設置規程（平成24年３月19日国際交流委員会決定）は廃止する。